

議員提出議案第 8 号

地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月13日提出

提出者 熊本県議会議員 鎌 田 聡

西 聖 一



熊本県議会議長 井 手 順 雄 様

地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書

厚生労働省は9月26日、全国の公立・公的病院のうち、424の病院を、一方的かつ名指しで、「再編や統合の議論が必要な」医療機関との発表を行った。各自治体に2020年9月までの方針決定を迫り、当該自治体からは「地域の実情を考慮していない」「リストを返上すべき」など、疑問と批判の声が相次いで出されている。

地域医療構想や医療費適正化計画の影響で、病床の削減や入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど「患者難民」が増え続けている。地域のニーズをしっかりと把握し、必要な病床を確保するため、制度を見直さなければならない。また、地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムづくり、救急搬送システムや受け入れ医療機関の確保に責任を果たせるよう、国の援助を強化することも急務である。

さらに、地域における医師や看護師など医療従事者の不足は深刻である。医師不足地域に医師を確保する取り組みや、看護師とコメディカルスタッフの増員や労働条件の改善も喫緊の課題となっている。

しかし、公的病院等の会計処理には、企業会計制度が適用されていることで赤字経営が演出され、統廃合や民営化が全国の自治体に迫られている。政府が、赤字や採算を理由に再編・統合を打ち出し、民営化を求める圧力がこの流れに拍車をかけている。国公立病院のみならず、日赤病院や独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院、労災病院などの公的病院の乱暴な統廃合、民営化や売却は、地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認めることはできない。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 公立・公的病院の一方的な再編・統合の議論をやめること。
- 2 地域医療を守るため公立・公的病院の維持・存続を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様